

事務連絡
令和2年6月26日

障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局
法人指導課長
障害福祉課長

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件について本市を含む兵庫県から6月19日以降の対処方針等が示されました。

今後の新型コロナウイルス感染防止対策

- 施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
- 面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上での面会の実施及びオンライン面会等の活用をお願いします。
- 感染発生時を想定した衛生用品確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。

つきましては、感染拡大の第2波に備え、引き続き、適切なサービスの実施と感染防止の徹底に努めていただき、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

また、新たに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年6月19日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて（第6報）」、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その1）」が示されました。

これらを踏まえ、本市における障害福祉サービス事業所の取扱いについて下記のとおりとします。

記

1 人員基準等の臨時的な取扱いについて

障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、当面の間、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」のQ&Aのとおり、柔軟

な取扱いを継続しますが、事業所の人員・空間を考慮し、利用者の衛生面・安全面に配慮し、適正なサービスの提供を確保してください。

なお、定員超過減算及び人員欠如減算については、新型コロナウイルス感染症の影響である場合に限りしますので、理由と経過が明確にわかるよう記録をしてください。

2 電話等による代替的な支援について（放課後等デイサービスを除く）

在宅支援を継続している利用者につきましては、感染症のおそれから利用者の判断で事業所の利用を自粛した場合は、電話や訪問などで利用者の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、7月9日まで基本報酬の対象とします。

7月10日以降は、医療的ケアを必要とする利用者等、感染症のリスクが高く在宅での支援が適正と判断される利用者については、在宅支援を認めますので、その場合は必ず事前に、北・南部障害者支援課まで連絡していただき指示に従ってください。

なお、必要となる届出書等の書式については、近日中に市ホームページに掲載いたします。

放課後等デイサービス事業所につきましては、令和2年6月9日付け事務連絡「学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について（その2）」をご参照ください。

また、請求事務につきましては、令和2年6月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等報酬請求に関する尼崎市取扱いQ&A」をご参照ください。

3 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労について

臨時的な就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用期間については年度内（令和3年3月31日）としますが、対象者については、在宅でのサービス利用を希望する者で、在宅でのサービス利用による支援効果が認められるものとしてします。

そのため、在宅就労を継続して行う場合は、必ず事前に、北・南部障害者支援課まで連絡していただき指示に従ってください。

なお、必要となる届出書等の書式については、近日中に市ホームページに掲載いたします。

4 生活介護における取扱い

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年6月19日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」のとおり、サービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」を避けるための取組みを理由として、利用時間が

5 時間未満の利用者が全体の 5 割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しません。

報酬の算定を行う場合は、事前に利用者の合意を得た上で、説明者の氏名、説明内容・説明し同意を得た日時、同意した者の氏名等を、必ず記録をしてください。

5 短期入所における取扱い

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みとして、緊急時の受入れと同程度の負担とみなし、全ての利用者について、6 月以降、月に 14 日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とします。なお、通常取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとします。

報酬の算定を行う場合は、事前に利用者の合意を得た上で、説明者の氏名、説明内容・説明し同意を得た日時、同意した者の氏名等を、必ず記録をしてください。

6 障害児通所支援の人員基準等の柔軟な取扱いについて

障害児通所支援事業所におかれましては、今後も、新型コロナウイルス感染症防止に向けた取組みを行いつつサービスを提供する必要があること及び地域の感染状況によっては再び学校等が臨時休業をすることも考えられます。

そこで、今後の障害児通所支援の人員基準等の柔軟な取扱いについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害者通所支援に係る Q & A について」において再編集されていますので、ご参照ください。

なお、Q & A の A 9 に示されていますとおり、「電話その他の方法」についてメールの活用は、放課後等デイサービスのみの扱いとなっておりますので、ご留意ください。

7 その他

あまよう特別支援学校について、分散登校の期間が未定でしたが、7 月 8 日から通常授業とする予定です。

以 上